

検証の状況（検討主体における議論の例）

- 儀明川ダム(F, N, W, S. 建設主体:新潟県。水道事業者:上越地域水道用水供給企業団)

水道事業については、最新のデータを基に将来の水需要予測を行った結果、新たな必要量はゼロとなり、ダム事業に参画しない(H22.11)。ただし、治水、消雪の必要性があることから、ダム事業の継続は妥当とされている(平成23年度第1回新潟県公共事業再評価委員会 H23.9)
- 大谷川ダム(F, N, W. 建設主体:岡山県。水道事業者:新見市)

「ダム案(約30.8億円、うち水道約3.6億円)」と、「ダムを建設しない場合の対策案(約9.8億円、うち水道約9.5億円)」による総コストを比較すると、ダムを建設しない場合でも、治水及び利水の目的は達成され、大幅なコスト縮減が見込まれることから、「ダムを建設しない場合の対策案」が適当であり、大谷川ダム事業を継続することは適当でない。(大谷川ダム検討会議 H23.7) ※両ダムとも検証中

<上越タイムス (H22.11.2)>

儀明川ダム需要予測 水道取水は不要

「治水方針で検証 県が上越地域水道用水供給企業団に依頼し、計画の検証を求めている儀明川ダム」

上越市は、上越地域水道用水供給企業団(以下「企業団」)から、儀明川ダムからの取水を中止するよう求め、検証を求めている。企業団は、治水方針で検証を行い、計画の検証を求めている。今後、検証結果に基づき、計画の検証を求めている。

企業団は、治水方針で検証を行い、計画の検証を求めている。今後、検証結果に基づき、計画の検証を求めている。

大谷川ダム建設中止へ コスト重視し結論

「市見」利水確保支援を」

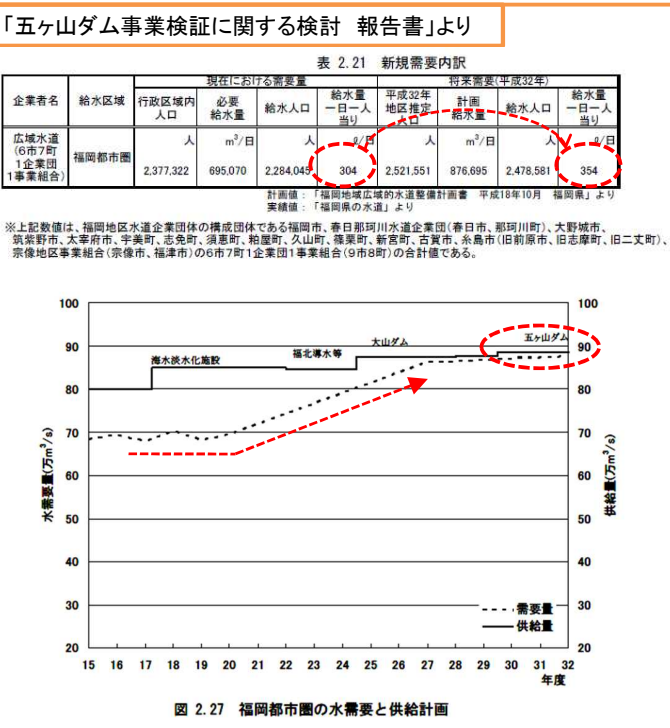
大谷川ダム建設中止へ、コスト重視し結論。市見「利水確保支援を」。大谷川ダム建設中止へ、コスト重視し結論。市見「利水確保支援を」。

大谷川ダム建設中止へ、コスト重視し結論。市見「利水確保支援を」。

<山陽新聞 (H23.7.7)>

検証の状況（有識者会議における議論の例）

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議(第13回(3月2日))においては、水道事業に関して、水の需要量が増え続けることや水の権利調整などについての議論がされている



有識者会議における議論

平成23年3月2日(水) 朝日新聞(朝刊)

福岡の2ダム 「継続」に疑義

国土交通省の有識者会議

政権交代後のダムの見直しで、福岡県が全国で最も早く「事業継続」との結論を出した二つの補助ダムを巡り、国土交通省の有識者会議は1日、県の検証が妥当だったか否かを審議した。「基本的には了とする」としたが、将来の水需要の予測に疑問があるという声も相次いだ。

福岡県が事業主体の五ヶ山ダム(那珂川町)と伊良原ダム(みやこ町)。県が、五ヶ山ダムについて水の需要量が増え続ける前提で検証した点について、複数の委員が「おかしい」などと指摘した。伊良原ダムを巡っても、水の権利調整で水の供給が可能ではと疑問が出た。

検証の状況（予断を持たない検討の実施のお願い）

水道事業者においても、直近の実績値や水使用実態等を勘案し、ダム開発量や代替案立案の可能性などについて、予断を持たず検討するなど、検討主体に対して必要な協力を引き続き実施するようお願い申し上げます。

<p style="text-align: right;">事務連絡 平成22年9月30日</p> <p style="text-align: center;">御中</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康局水道課</p> <p style="text-align: center;">今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの公表について</p> <p>日頃から水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。</p> <p>国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定されました。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/tisuinorikata/220927arikata.pdf</p> <p>中間とりまとめには、今後の治水対策の方向性や、個別ダムの検証にあたっての手順、評価などが示されています。また、検証は治水だけでなく、新規利水の観点からの検討も行うことになっており、利水代替案や評価軸などが示されています。</p> <p>今後の水道行政の推進や水道に関する計画の検討、策定等にあたって参考となると考えますので、お知らせいたします。</p> <p>各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いします。また、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業に参画する水道事業者に対しては別添についてもあわせて周知をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">本件問い合わせ先 厚生労働省健康局水道課 中須賀、山田 電話03(5253)1111 内線4010、4014</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">個別ダムの検証にあたってのお願い</p> <p>中間とりまとめが策定されたことを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされました。</p> <p>中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討が行われます。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m³/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされます。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされます。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされます。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされます。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされますが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされます。</p> <p>つきましては、検証ダムに参画している水道事業者におかれましては、検討主体から各種の要請がなされた場合においては予断を持たずに検討するなど、<u>必要な協力を実施するようお願い</u>申し上げます。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、<u>検討主体などと積極的に連携・調整するようお願い</u>申し上げます。</p>
---	---